



院内感染対策のための指針

社会医療法人岡村一心堂病院は、病院の理念に基づき、患者さんに親切で高度なチーム医療を提供し、病院職員に対しても、安全で快適な職場環境を提供するため、感染防止等の院内感染対策推進のために本指針を定める。

(1) 院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染の防止に留意し、感染症発生の際には、感染拡大防止のために原因を速やかに特定し、制圧、終息を図らなければならない。そのためには、病院全職員が院内感染防止対策を把握して医療を提供できるよう取り組まなければならない。

(2) 院内感染対策のための委員会と病院の組織に関する基本的事項

＜院内感染対策委員会＞ 社会医療法人岡村一心堂病院における感染対策に関わる方針を決定する委員会であり、院長、感染対策管理者、看護部長、医療技術部長、外来・病棟各看護師長、薬局主任、検査室細菌担当検査技師、栄養科主任、手術室主任、事業部長、感染対策室師長、診療放射線技師主任、臨床工学技士主任、理学・作業療法士、その他感染症に関し相当の経験を有する医師等、院長が必要と認めた者で構成される。

(3) 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

院内感染管理に対する基本的考え方および具体的方針について年2回定期的に教育研修を行う。教育・研修の開催結果は記録し、保存する。

(4) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内の菌分離状況ならびに感受性検査状況のサーベイランスを行い、感染対策委員会で報告する。結果については毎月発行の「感染対策委員会だより」にて職員全員に周知させる。

(5) 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生時は、院内感染の発生した部署の所属長が直ちに委員長に報告し、委員長は臨時の感染対策委員会を開催する。感染対策委員会は速やかに発生の原因を究明し、緊急対策を講ずるとともに再発防止および対応方針を決め、早期終息に努める。

(6) 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

感染防止の基本的な手技（手洗いやマスク使用等）など感染対策の協力と理解を得るために、本指針をホームページに掲載して閲覧の推進に努める。

(7) 病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- ・病院職員が感染源とならないように体調不良の場合は速やかに受診をする。また年1回（職種・業務内容によっては年2回）の定期健康診断を必ず受け、健康管理に留意する。
- ・病院職員は「感染対策マニュアル」を遵守する。
- ・「感染対策マニュアル」は定期的に見直しを行い改訂する。改訂した場合は改訂箇所を全職員に周知徹底する。

附則 この指針は2007年4月1日から施行する。この指針は2007年9月1日全面改訂する。
この指針は2012年12月25日一部改訂する。この指針は2017年5月16日一部改訂する。